

川西市空家等対策の推進に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、川西市内における空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（立入調査）

第3条 法第9条第2項の規定による報告を求めるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

3 法第9条第3項の規定による通知は、特定空家等立入調査実施通知書（様式第3号）により行うものとする。

4 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）とする。

（管理不全空家等の認定及び指導）

第4条 市長は、法第12条に基づき空家等の適正な管理に関する通知文の内容に改善が見られない場合、別に定める判定基準に照らして、管理不全空家等に相当すると判定された空家等について、川西市付属機関に関する条例（昭和52年川西市条例第3号）に規定する空家等対策協議会（以下「協議会」という。）における協議を経て、管理不全空家等として認定及び法第13条第1項の規定により指導するものとする。

2 市長は、前項の規定において、判定基準に照らして管理不全空家等に相当しないと判定された空家等であっても、管理不全空家等として措置を講ずるべきと判断する特別な理由がある場合は、協議会における協議を経て、管理不全空家等として認定及び指導することができる。

3 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に係る指導書（様式第5号）により行うものとする。

（管理不全空家等の勧告）

第5条 市長は、前条で指導した措置の内容に改善が見られない場合、協議会における協議を経て、法第13条第2項の規定により勧告をするものとする。

2 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に係る勧告書（様式第6号）により行うものとする。

3 住宅部局所管課長は、法第13条第2項の規定により勧告が行われたとき、その旨を空家等に係る勧告に関する通知書（様式第7号）により税務部局所管課長に通知するものとする。

4 住宅部局所管課長は、法第13条第2項の規定により勧告が行われた後、管理不全空家等の所有者等が勧告に係る措置内容を改善したとき、その旨を管理不全空家等の勧告の解除に関する通知書（様式第8号）により税務部局所管課長に通知するものとする。

（特定空家等の認定及び助言又は指導）

第6条 市長は、法第12条に基づき空家等の適正な管理に関する通知文の内容に改善が見られない場合、別に定める判定基準に照らして、特定空家等に相当すると判定された空家等について、協議会における協議を経て、特定空家等として認定及び法第22条第1項の規定により助言又は指導するものとする。

2 市長は、前項の規定において、判定基準に照らして特定空家等に相当しないと判定された空家等であっても、特定空家等として措置を講ずるべきと判断する特別な理由がある場合は、協議会における協議を経て、特定空家等として認定及び助言又は指導することができる。

3 法第22条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行い、同項の規定による指導は、特定空家等に係る指導書（様式第9号）により行うものとする。

（特定空家等の勧告）

第7条 市長は、前条で指導した措置の内容に改善が見られない場合、協議会における協議を経て、法第22条第2項の規定により勧告するものとする。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等に係る勧告書（様式第10号）により行うものとする。

3 住宅部局所管課長は、法第22条第2項の規定により勧告が行われたとき、その旨を空家等に係る勧告に関する通知書（様式第11号）により税務部局所管課長に通知するものとする。

4 住宅部局所管課長は、法第22条第2項の規定により勧告が行われた後、特定空家等の所有者等が勧告に係る措置内容を改善したとき、その旨を特定空家等の勧告

の解除に関する通知書（様式第12号）により税務部局所管課長に通知するものとする。

（特定空家等に対する命令等）

第8条 市長は、前条で勧告した措置の内容に改善が見られない場合、協議会における協議を経て、法第22条第3項の規定により命令するものとする。

2 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第13号）により行うものとする。

3 法第22条第4項の通知書は、事前通知書（様式第14号）により行い、同項の意見書は、意見書（様式第15号）により行うものとする。

4 法第22条第6項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（様式第16号）により行うものとする。

5 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第17号）により行うものとする。

6 法第22条第13項の標識は、標識（様式第18号）により行うものとする。

（特定空家等に対する代執行等）

第9条 市長は、前条の命令した措置の内容に改善が見られない場合、協議会における協議を経て、法第22条第9項の規定により代執行を行うものとする。

2 第22条第9項の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）による代執行（以下「代執行」という。）を行う場合における行政代執行法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第19号）により行うものとする。

3 法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第20号）により行うものとする。

4 法第22条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第4条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、代執行責任者証（様式第21号）とする。

5 市長は、法第22条第11項の規定に基づく措置を講じたときは、緊急代執行実施通知書（様式第22号）により所有者等に通知するものとする。

6 法第22条第11項の規定により緊急代執行を行う場合における行政代執行法第4条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、緊急代執行責任者証（様式第23号）とする。

7 代執行に要した費用の徴収については、代執行費用納付命令書（様式第24号）により納付すべき金額及び期限を所有者等に通知するものとする。

(過料)

第10条 法第30条の規定による過料の処分をしようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の3の規定による告知を過料処分通知書(様式第25号)により行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月●日から施行する。